

令和4年 第11回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年11月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時00分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時02分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	欠席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	欠席
11	中嶋 敬子	欠席	〃 3	根岸 上	出席

農業委員会委員 出席： 9名 欠席： 2名 計： 11名
 農地利用最適化推進委員 出席： 9名 欠席： 2名 計： 11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第11回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
事務局	第1号議案 空き家に付随した農地の指定について議題といたします。事務局

より説明をお願いします。

3ページをご覧ください。空き家に付随した農地の指定についての申請でございます。この制度については、昨年もご審議していただいたため、ご存知かと思いますが改めて説明させていただきます。令和元年11月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件、いわゆる50アール以上農地を耕作していること、を1アールまで引き下げることについてご了承いただいたところです。今回は、この制度を利用した申請となります。

空き家に付随した農地としての指定を受けるための条件は2つあります。

一つ目は、遊休農地であること及び所有者等が農作物の栽培が行われる見込みがないこと

二つ目は、空き家及び空き家に付随した農地所有者は同一であること
以上2つになっております。

申請人は〇〇〇〇区に在住している方で、相続で先代から空き家と農地を取得したが、遠方に住んでいるため管理が難しいとのことでございます。このまま空き家と農地を残しても、自身は管理が困難であるため、空き家バンクに登録して農地も一緒に処分し、土地を活用していただける方に譲り渡したいとのことです。

空き家に付随した農地に指定する土地は、美里町大字〇〇字〇〇△△△△番△、△△△△番、△△△△番、△△△△番△の4筆で合計2, 077㎡となります。右側をご覧ください。美里町大字〇〇字〇〇△△△△番の空き家は令和4年11月2日に空き家バンクに登録されました。

次ページをご覧ください。申請地の位置図と付近の状況図と農地の写真になります。今回は空き家に付随した農地として指定してよいかの申請でございます。指定されれば、農地付き空き家として空き家バンクに登録され、空き家とセットで申請地を取得したい方がいる場合は、委員の皆様には農地法第3条申請として再度審議いただくこととなります。ご審議よろしく申し上げます。

議長

空き家に付随した農地の指定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番。

推進委員
松久2番

農地は、農作物の指定はないのですか。農作物であれば何でも植えてよいのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	周辺農地に影響なく、農地として使っていただければ問題はありません。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。東児玉4番。
推進委員 東児玉4番	申請地は現在、誰が管理しているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地は、美里町に住む所有者の親戚が管理を行っているようです。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですから、次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。6番委員
6番委員	今後こういった申請が増えていくと思われませんが、空き家に付随した農地として指定されれば、どのように周知するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	仮に空き家に付随した農地として指定されれば、埼玉県北部地域空き家バンク制度に農地付き空き家の物件として登録され、インターネット等で周知していきます。
6番委員	物件の価格も表示されるのですか。

議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	物件価格も表示されるようです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5番委員
5番委員	現地確認したところ、空き家は古く住めるような状態ではなかったのですが、それでも空き家に付随した農地として指定してもよろしいのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	空き家は古くても解体して建て直したり、リフォームして住む可能性もありますので空き家に付随した農地として指定するには問題はないと思います。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員
3番委員	今後農地と空き家を取得した方が、耕作放棄地にしてしまった場合は、農業委員会から指導したり、是正されなければ許可を取り消したりできるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地取得後に耕作放棄地にしてしまった場合は、農地の適正管理の通知を出し管理していただくようお願いをすることは可能ですが、許可を取り消すということは難しいと思われます。
議 長	他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。空き家に付随した農地として指定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

事務局

第2号議案 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

5ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。農振農用地(青地)は町が指定しています。そして、農用地から除外(白地)するには農業委員会に意見照会することが定められています。

次ページをご覧ください。上の3件については農用地から除外後に農地転用の申請書の提出があります。皆様にはその時再度、農地法に沿った審議をいただくこととなります。

また、2の農用地利用区域変更についてですが、農用地(青地)のまま用途を変更するものです。このケースでは、畑から宅地(農業用施設)への変更です。

なお、1haを超えない用途区分の変更については農業委員会への意見照会は不用となりますが、今後、農地転用の可能性もあることから町から意見照会がありました。

番号1 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 分家住宅 大字○○○字○○○△△番地△の一部 地目 田 農振除外面積 462㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

次ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。事業計画者は町内の借家で妻と子供の3人家族で暮らしているが、手狭であり、住宅建設を決意しました。親に相談した結果、親の所有する実家の隣の農地を借りることになったとのこと。

6ページをご覧ください。番号2 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 分家住宅 大字○○字○○○△△△△番△の一部 地目 畑 農振除外面積 500㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。

9ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。事業計画者は隣町の借家で妻と暮らしているが、将来子供が出来た時のことを考え住宅を建築しました。計画地は実家の隣で、将来は親の面倒を見るつもりとのこと。

6ページをご覧ください。番号3 事業計画者 ○○会社○○○○○ 代表取締役 ○○ ○ 変更目的 駐車場及び資材置場 大字○○○字○○△△△番地の一部 地目 田 農振除外面積 446㎡ 農振除外の5要件はすべて満たしているとの報告です。11ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。事業計画者は屋外看板製作や各種広告関連業務を行い、平成19年に計画地北側に社長の自宅から事業所を移転しました。事業も順調に推移し事業敷地が狭くなり敷地拡張をしたいとのことです。

6ページをご覧ください。番号1 事業計画者 ○○会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 変更目的 農業用施設（農業用倉庫敷地拡張） 大字○○字○○△△△△番△ 地目 畑の間違えです 利用区分変更面積 118㎡ 農業利用への支障なし 土地改良施設への支障なし との報告です。

13ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。事業計画者は○○○○のブランド名で和牛の肥育を行っています。牛舎は隣接市町に分散しているが、肥育に伴う飼料等の保管場所が不足しているとのことです。計画地と東の施設が売りに出されており、交通の便もよいことから購入を考えたとのことです。しかし、調べたところ計画地の地目が畑とわかり、継続して利用するために申請したとのことです。

なお、所有者は両親の後を継いだ後、平成18年に酪農を廃業して、そのままの状態です。現在に至っており、今日まで農地との認識も無かったとのことです。

以上4件について意見照会がありました。ご審議お願いいたします。

議長

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。

意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1番委員

1番委員

番号1の件ですが、毎年農地パトロールで荒廃農地として上がっていたところでしたので、転用して管理していただく分にはよかったですが残地があるのはなぜですか。

議長

事務局より説明をお願いします。

事務局	一般住宅の農地転用は原則500㎡までですので、残地があるのだと思います。
議長	他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員
3番委員	今回の申請場所が農用区域から農用区域外になった後は、再度農地転用の申請がでてくるのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農業委員会で意見なしと決定した後は県の方で本協議し、農用区域外になります。その後農地転用の申請が提出され、ご審議いただくことになります。
3番委員	用水費やパイプラインの組合費の清算はどうなるのですか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今後は土地改良区への意見照会等がありますので問題がなければ、土地改良区の方から脱退の手続き行うのだと思います。
議長	他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。2番委員
2番委員	番号3の申請地の所有者は事業計画者の〇〇〇の農地ですか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	所有者は事業計画者の〇〇〇ではありません。土地所有者から事業計画者〇〇

	○が取得したいため、申請が上がってきています。
議 長	他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。1番委員
1番委員	こういった計画があれば簡単に農用区域から農用区域外に変更できるものなのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	事業系が農用区域から転用をするというのは、分家住宅より要件が厳しくて現在の敷地の二分の一までなら必要性が認められればやむを得ないという条件がありますので、認められれば変更できます。
1番委員	番号3の事業計画者の土地はもともと農用区域だったのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	隣が農用区域内の農地に新たに事業を持ってくるというのはできませんので、おそらく農用区域外だったのだと思われます。
議 長	他の農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員
3番委員	番号4の申請地ですが、既に牛舎が建っておりますが地目は農地の状態のため、地目を変更するために申請をしているということでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地を農地ですが牛舎を建ててしまったのは現所有者の先代の方です。その

	<p>方は平成18年まで酪農をしていましたが廃業し現在まで建物が残った状態でした。そこに今回の事業計画者とお話があり、調べていくと申請地が農地であることが問題となり、それを解決するため今回の申請に至ったとのこと。</p>
3番委員	<p>この申請地が許可になれば地目は何になるのですか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の申請で、農業委員会で意見がなく、県の本協議でも問題なければ、申請地は農業振興地域整備計画では農業用施設用地に変更されます。その後最終的に農地転用の申請があり許可になれば、宅地（農業用宅地）に変更になると思われます。</p>
議長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。1番委員</p>
1番委員	<p>番号3の案件は、今回は二分の一の申請ですが今後再度敷地拡張したいという申請が出てくれば、再度必要性を審議し認められれば、何回でも拡張できるという考えでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>法律上は、問題はありませんので、必要性が認められればできると思われま</p>
議長	<p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について意見なしと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>
	<p>（農業委員全員挙手）</p>

賛成全員につき、意見なしと決定します。

第3号議案 農用地利用配分計画（案）の意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用配分計画（案）について説明させていただきます。

こちらについては、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の（案）になります。

今回は、既に集積してある農地を再配分する計画になります。

農用地利用配分計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の19条で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。

議案書16ページをご覧ください。下児玉地区の配分計画案となっております。

続きまして、17ページをご覧ください。阿那志・関地区の配分計画案となっております。

内容につきましては、以前の間管理機構から借り受けていた方から新たな耕作者に再配分する計画になります。

以上、第3号議案になります。ご審議をお願いいたします。

推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

会長代理	<p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p> <p>本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第11回の農業委員会総会を終了します。</p>
<p>上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和4年11月25日</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>	